

第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年8月31日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年8月31日 午前10時00分 開会
- 3.平成29年8月31日 午前10時55分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	9 番	河崎徳雄
10 番	大倉幸也	11 番	湯浅正司
12 番	田中弘子	13 番	五嶋義行
14 番	高宮正行	15 番	古澤國義
16 番	阿南誠藏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	井手明廣
20 番	藏原博敏		

欠席議員

8 番 森元秀一

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	監査委員事務局長	種子野謙二
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第2回定例会で各種委員の任命同意・推薦決定をした方々のご紹介について

日程第4 諸般の報告について（議長）

日程第5 諸般の報告について（市長）

日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

平成29年第4回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な中、本会議にご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案につきましては、後ほど市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審議をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようお願い申し上げます。

これより秋も深まりますが、皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願いを申し上げ、開会の言葉といたします。

ただ今の出席議員は19名であります。8番、森元秀一君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けておりますことを報告いたします。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成29年第4回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、4 番議員、谷崎利浩君、5 番議員、園田浩文君の兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を 8 月 24 日に開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしました結果、まず会期につきましては本定例会の付議事件が報告 3 件、議案 16 件及び認定 13 件の計 32 件であることから、会期を本日 8 月 31 日から 9 月 15 日までの 16 日間といたしました。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。報告 3 件を除く議案第 16 件、認定 13 件については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。議案等の審議については、ただ今申し上げましたように、会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は、ご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについて報告いたします。

まず、一般質問の通告期限であります。9 月 4 日の午後 5 時までといたしました。また、質問時間ではありますが、答弁も含め 45 分間といたしておりますので、議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

なお、一般質問通告者は、質問者が執行部に対して的確な回答を求めるとに行っていることから、提出される際、質問等の内容はわかりやすく記載して提出するようにしてください。

また、執行部におきましても、所管の答弁がスムーズに行われますよう、万全の体制を期していただきますようお願いいたします。

次に、本日の議会終了後は全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書をご覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より平成29年5月分から7月分までの例月出納検査報告書及び阿蘇医療センターと水道課の定期監査結果報告書が提出されております。報告書につきましては議会事務局に保管しておりますので、皆さんご自由に閲覧をお願いしたいと思います。

次に、熊本県市議会議長会による県知事との意見交換会が8月18日、県庁において開催されました。また、8月23日から8月25日までは、阿蘇市町村議町会により宮城県女川町、多賀城市において、東日本大震災の被害状況と復興への取り組みと題しまして視察研修が行われたところであります。詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第3 第2回定例会で各種委員の任命同意・推薦決定をした方々のご紹介について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、第2回定例会で各種委員の任命同意・推薦決定をした方々のご紹介を行います。

先の第2回阿蘇市議会定例会におきまして、委員の推薦・任命の同意をいたしました。よって、本日お見えになっておりますので、ここでご紹介を申し上げたいと思っております。

それでは、皆さん方のご入場をお願いいたします。

それでは、第2回定例会におきまして、農業委員会委員の選任について同意をいたしました方々をご紹介申し上げます。どうぞ、農業委員会事務局長よりご紹介をお願いいたします。

○農業委員会事務局長（園田達也君） おはようございます。事務局から紹介申し上げます。

まず、会長の木村広典委員です。内牧地区担当です。

○農業委員会委員（木村広典君） よろしくお願いたします。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 職務代理者の岩下浩徳委員です。波野地区担当です。

○農業委員会委員（岩下浩徳君） よろしくお願いたします。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 宮地地区担当の山本利幸委員です。

○農業委員会委員（山本利幸君） よろしくお願いたします。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 宮地地区担当の山口正孝委員です。

○農業委員会委員（山口正孝君） よろしくお願いたします。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 坂梨地区担当の石田隆之委員です。

○農業委員会委員（石田隆之君） よろしくお願いたします。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 古城地区担当の知里口香穂里委員です。

○農業委員会委員（知里口香穂里君） よろしくお願いたします。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 古城地区担当の和田敏喜委員です。

○農業委員会委員（和田敏喜君） よろしくお願いたします。

- 農業委員会事務局長（園田達也君） 中通地区担当の白石忠幸委員です。
- 農業委員会委員（白石忠幸君） お願いします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） 内牧地区担当の岩下雄治委員です。
- 農業委員会委員（岩下雄治君） よろしくお願いします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） 山田地区担当の岩下満則委員です。
- 農業委員会委員（岩下満則君） よろしくお願いします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） 山田地区担当の西田満士委員です。
- 農業委員会委員（西田満士君） よろしくお願いします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） 1列目と2列目を交代してください。
黒川地区担当の竹原真理子委員です。
- 農業委員会委員（竹原真理子君） よろしくお願ひいたします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） 黒川地区担当の竹原忠信委員です。
- 農業委員会委員（竹原忠信君） よろしくお願ひいたします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） 黒川地区担当の伊藤次幸委員です。
- 農業委員会委員（伊藤次幸君） よろしくお願ひいたします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） 永水地区担当の梅井浩二委員です。
- 農業委員会委員（梅井浩二君） よろしくお願ひいたします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） 尾ヶ石担当の古閑昭憲委員です。
- 農業委員会委員（古閑昭憲君） よろしくお願ひいたします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） 波野地区担当の丸山今朝徳委員です。
- 農業委員会委員（丸山今朝徳君） よろしくお願ひいたします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） 波野地区担当の古澤千津代委員です。
- 農業委員会委員（古澤千津代君） よろしくお願ひいたします。
- 農業委員会事務局長（園田達也君） なお、黒川地区、佐藤博委員が所要のため欠席をしております。

以上、19名です。この中で委員の互選により木村広典委員が会長、岩下浩徳委員が職務代理となりました。

○議長（藏原博敏君） 委員さん方の紹介が終わりました。

それでは、阿蘇市農業委員会委員を代表しまして、新会長のご挨拶をお願いいたします。

○農業委員会委員（木村広典君） おはようございます。内牧地区の木村でございます。農業委員は農業を守ることが第一でございますが、今現在、農業情勢は高齢化、後継者不足と、また高齢者により遊休農地が増加しつつあります。農地を守ることも大事ですけれども、農家も守っていく、そういう2つの視野を持ちながら今後農業委員の活動を行っていきたくと思います。

農業委員は、園田局長をはじめ、事務局4名、農業委員19名、最適化推進委員21名、この仲間の力を借りながら、いろいろな問題に取り組んでいきたいと思ひます。どうか、本日、市議会議員の皆様のをもらひ、またご指導・ご鞭撻を聞き入れながら、今後農業委員会の

活動に頑張っていきたいと思っておりますので、どうか今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会委員の皆様におかれましては、大変ご多用な中にご出席をいただき、誠にありがとうございます。今後のご活躍をご期待申し上げます。

それでは、ご退席をお願いいたします。

日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（藏原博敏君） 日程第5、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） 改めまして、おはようございます。

冒頭に、先月、大分県や福岡県を中心に襲った「九州北部豪雨災害」で、犠牲になられた方々に謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

私たち阿蘇市民もこれまで幾度となく自然の猛威にさらされ、今まさに同じ試練を背負っているものとして、発災直後、日田市及び朝倉市に直接お見舞いに伺い、早期復旧を願ひ、支援物資を届けてまいりました。

全国各地で記録的な自然災害が相次ぐ中、本市においても、これまで以上に防災・減災対策の強化に努めます。また、市民の方々が、早く地震災害から復旧復興が実感できるよう全力を傾注してまいります。引き続き、議員各位をはじめ、関係者の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、平成29年第4回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、6月の定例会以降の諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

熊本地震から1年4箇月が過ぎましたが、7月2日には波野地区で震度4の地震を観測するなど、未だに大きな揺れが発生している状況です。

今回、熊本県の復興基金事業として、レッドゾーン区域内で住宅被害に遭われた方々が、生活再建支援金と併せて、住宅移転や住宅補強の支援が受けられるよう制度が拡充され、早期再建が図られるよう事業化されています。

本年2月に「噴火警戒レベル1」となった阿蘇中岳火口では、現在、環境省等と協力しながら、本年度末の見学再開に向けた火山ガス警報システム等の周辺施設再整備を進めており、安全が担保できるまではやむを得ず、1km圏内を自主規制として立入を禁止しています。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度については、子育てに関する行政手続きがワンストップででき、行政からのお知らせが自動的に届く「マイナポータル」の試行運用が7月18日から開始、秋頃から本格的に運用されます。引き続きセキュリティ対策に万全を期しながら、マイナンバーカードの普及及び制度の啓発を図っていきます。

また、例年10月に開催している「市政報告会」は、熊本地震における復旧復興の進捗状況報告を中心に、本年も開催します。

【財政課】

昨年 10 月に諮問した「第 2 次阿蘇市総合計画」は、内部の作業部会や検討委員会を経て阿蘇市の将来像を描き、集約された意見は策定審議会で慎重かつ活発な審議の中で素案が作成されました。7 月には、本素案に対する意見を広く求めるパブリックコメントを実施し、提案のあった意見は、審議会で再度慎重な論議を行い、8 月 24 日に答申されました。

計画は、災害からの復旧復興に重点を置きながら、一人ひとりが輝く未来へ向かって豊かで明るい阿蘇市になっていく内容となっています。

次に、市民部関係について報告します。

【市民課】

公費解体は、概ね完了する見込みとなり、予定どおり 8 月末で災害廃棄物仮置場は閉鎖、今後は、集積した廃棄物を搬出後、原状復旧工事及び土壌汚染調査等を実施し、速やかに元の状態に戻します。

生活相談センターについては、引き続き生活再建の目途が立っていない方がおられ、仮設住宅等の共用期限が迫る中、地域支え合いセンター等と連携し、相談支援を強化します。

【福祉課】

昨年度から施工中の宮地保育園改築事業は、「保育所等整備交付金事業」を活用、10 月初旬までにすべての工事が完了し、落成の予定です。本園舎は、改築前より 35 名の定員増となり、本市における待機児童減少が期待されます。なお、運営法人では、早期事業効果を目的に、8 月初めから新園舎の利用を開始されています。

仮設住宅に入居中の見守り・支援が必要な世帯に、緊急通報装置を設置し、有事の際は警備会社等が駆けつけ対応する「熊本地震被災者向け緊急通報装置システム業務委託事業」は、入居者の方々の安心安全・不安解消となり、地域支え合いセンターのネットワーク形成事業と並行して進めていきます。

【ほけん課】

国民健康保険事業では、平成 30 年度に財政運営責任主体が熊本県に移行することから、医療費の適正化、財政の健全化に取り組んでいます。特に特定健診は、夏期の住民健診が終わり、今後は、個別の保健指導を実施するなど、生活習慣病の重症化防止に努め、また、未受診の方には、秋期の住民健診を受診していただくよう、個別の受診勧奨にしっかり取り組みます。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

農地等の災害復旧対策は、換地工区ごとの発注を行い、現在、発注率 59.58%となっています。しかし、残りの約 40%は、施工業者が多くの工事を受注しているため非常に厳しい状況となっていますが、設計内容を分割し、優先順位を付けた発注準備を進め、早期の営農再開に向け取り組んでいきます。

また、新しく復興基金事業として創設された「被災農業者生活支援事業」及び「小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業」は、本市の営農体系にそぐわないことから、熊本県に

対し、土地改良区とともに、要件緩和と拡充を再度要望しました。

被災農家向け経営体育成支援事業は、申請件数 1,211 件に対し、現在 653 件、53.9%が竣工しています。

治山事業関係では、国直轄事業 4 箇所のうち、既に 3 箇所を発注し、本年度中に竣工予定、残り 1 箇所も近々の発注となっています。県営事業は、平成 28 年度繰越を含め 13 箇所を順次発注される予定です。

また、補助事業の対象とならない放牧地の復旧は、J R L（公益財団法人全国競馬・畜産振興会）の熊本地震被災牧野復旧実証事業、日本財団の復興応援キリン絆プロジェクト助成を活用し、10 牧野が地割れ復旧、牧道補修、牧柵補修等に取り組んでいます。

【観光課】

観光面では、交通事業者と連携した「熊本・大分キャンペーン」に取り組んでいます。夏休み期間に入り観光客は増加傾向ではありましたが、熊本地震前の平成 27 年と比較すると 6 割から 7 割程度の入り込みに留まっています。

阿蘇山上の復旧は、8 月 17 日から環境省が火山灰の除去を開始、安全柵や火山ガス警報システム等の復旧事業も動き出しました。本市も、早期見学再開に向け、公園道路等の補修工事を加速させ、同時に安全確保のため必要な整備を実施していきます。

阿蘇サイクルツーリズムは、地元の若手メンバーでつくる「コギダス協議会」が始動しており、今後は、復興応援キリン絆プロジェクト助成を活用しながら、新しいチャレンジを進めていきます。

「然」の取り組みは、そのブランド力を活かし、熊本市のデパートでの物産展や写真展を開催するなど、県内外で本市の優れた産品と阿蘇の景観を通じたプロモーション活動を展開しています。併せて、FMK ラジオでも毎週、「然」のメンバーが出演し、自分の仕事や阿蘇の魅力を発信しています。

阿蘇ユネスコジオパークは、今月上旬、日本ジオパーク委員会による 4 年に一度の再認定審査が行われ、今までの課題と地震・噴火をどう活かしていくのかなど多方面にわたる審査がなされました。評価内容を、来年の世界ジオパークの再認定につなげ、集客力の向上を図ります。

【まちづくり課】

先般開催されました大阿蘇火の山まつりに代わる「阿蘇市民復興まつり」は、天候に恵まれ、来場を心から歓迎する地元飲食関係者等の出店、趣向を凝らした催しなど大盛況となり、市民の皆様方が復興に向かって、元気を取り戻しつつある姿を強く感じ取ることができました。

地域経済については、阿蘇地域の交通アクセスが万全ではなく、観光入込客数が以前まで回復していない状態であり、各事業所をはじめ、特産品等の加工や販売を行う市の指定管理施設の多くで、今もなお月々の売上額が震災前を下回っています。

特産品の販売額や消費額の動向は、地域内の生産現場や加工所・販売所等での雇用など、市民の皆様が就労に深くつながっています。このような中、特産品の販売促進や消費拡大に

関わる施策として、新たに「阿蘇市ふるさと応援寄付事業」を始めます。阿蘇を好きな人、応援したい人から寄付金を募り、地元の商品を送り出すことで、たくさんの魅力を発信、地域経済の活性化と復興の後押しになればと考えています。商品は、本市で生産・加工されたものを基本に、阿蘇テレワークセンターの「ASOMO」の活用を計画しています。なお、従来の「ASO環境共生基金」は企業を、「ふるさと応援寄付事業」は個人を対象に、すみ分けを図り、ふるさと納税のピークとなる12月までに、運用開始できるよう準備を進めます。

また、総務省が進めるマイナンバーカードを活用した取り組みの一つとして、個人が所有しているクレジットカードや航空会社のポイントを希望する自治体ポイントに転換すれば、地域の特産品等がインターネットで購入できる制度「地域経済応援ポイント導入事業」が本年9月から運用開始されます。本市も、この事業に参画し、全国に市の特産品をPRし、ご購入いただくことで地域の活性化につなげていきます。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

優先的に取り組んでいます震災関連の公共土木施設災害復旧工事は、8月15日現在、69.3%の発注が完了しています。

また、先般の九州北部豪雨被害は、道路9件・河川4件の合計13件、被害額は9,600万円であり、今後、災害査定を受けてまいります。

継続整備中の道路・河川の維持改良工事は、用地交渉、測量・設計を進め、適時工事を発注しています。

国道57号北側復旧ルートの整備は、7月に的石地区で事業説明会が開催され、順調に工事が進められており、国道57号現道復旧工事は、7月下旬から斜面の恒久的な安定対策工事に着手、堆積土砂等の撤去作業が進められています。

カルデラ壁内の土砂災害防止対策として、黒川を含む白川流域の国直轄による早期の事業実施に向け、8月22日に「阿蘇地域における直轄砂防事業の早期実施を求める期成会」を高森町・南阿蘇村とともに設立、早々に28日に九州地方整備局、翌29日に国土交通省関係機関及び県選出国會議員の方々に要望を行ってまいりました。

なお、先般、新聞紙上に掲載された「“ラピュタの道”廃止検討」の記事について、市として非常に不本意、かつ不十分な記載内容であり、関係機関や地域の方々の受け取り方如何によっては、災害復旧事業をも含めた当該地域における公共事業の実施や今後の行政運営への影響も計り知れず、看過できないものとして、直接申し入れを行っています。

また、中九州横断道路（滝室坂道路）の整備は、9月中旬に坂梨地区及び波野地区で工事用道路整備について事業説明会が行われる予定です。

【住環境課】

熊本地震で被災された方への住宅支援は、6・7月にかけて、みなし仮設住宅・応急仮設住宅に入居されている世帯に、住宅再建に向けての意向調査を実施しました。その結果、早期の自宅再建が困難な方、公営住宅等を希望されている方々が大半を占め、早急に住宅確保

が必要であると判断、本定例会に災害公営住宅建設予算を計上しています。

被災宅地復旧支援事業は、既に 30 件以上の申請があり、7 月末現在で 28 件、約 5,500 万円の交付決定を行っています。現在でも様々なケースがあり、当分の間は、多くの相談・申請が続くと思います。

黒川地区の公共下水道整備事業による生活排水対策は、坊中南住宅とその近隣の整備を進め、年度内には完了の見込みです。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

各小中学校は、夏休み期間中、大きな事故もなく、新学期がスタートしました。この間、各学校において、阿蘇中央高等学校生徒の協力で、サマースクールを開催、児童生徒の学力向上を目指し、充実した教育活動が展開されました。

また、夏季休業期間に「教職員の全体研修会」を開催、電子黒板など視覚的に理解しやすく、関心や学ぶ意欲を高めた授業の研修を各学校で実施するなど、引き続き更なる指導力向上と児童生徒の学力向上に取り組みます。

学校関係施設の災害復旧工事は、現在、阿蘇西小学校の解体工事を進めており、今後、校舎の災害復旧工事を予定しています。

社会教育については、8 月 6 日に阿蘇郡市人権同和教育研究大会を阿蘇体育館で開催予定でしたが、台風 5 号が九州に接近、上陸する予報を受けて中止となりました。

社会体育施設では、農村公園「あびか」の陸上競技場の復旧工事に取り組んでいます。当初査定後の余震で、今回、新たにトラックフィールド内の芝生の沈下が見つかり、本年度の災害復旧事業として国庫補助を受けて取り組むこととし、本定例会へ予算を計上しています。文部科学省の災害査定は、11 月末の予定であるため、事前着工の届出を行い、走路と併せて一体的な復旧を進め、早期の完成を目指します。

生涯学習講座の発表等の場である「阿蘇市文化祭」は、11 月 3・4 日に、また、未来を担う子どもたちの「阿蘇市こども芸術祭」は、11 日に阿蘇体育館で開催されます。多くの皆様方にご観覧いただけるよう広く周知していきます。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

救急医療提供実績として、平成 28 年度の年間救急車搬送受入れ件数は、前年度比 40%増の 1,164 件となり、震災後、毎月 100 件前後の救急車を受入れています。増加要因の一つは、急性期医療に関し、新病院建設及び専門医師の確保により治療体制が整い、圏外に搬送せざるを得なかった脳卒中や急性心筋梗塞の治療ができるようになったことが反映していると思われ、出前講座や市民公開講座等の開催と併せ、市民の皆様への周知が図れたことが大きいと考えます。

また、熊本地震の影響で、子どものストレスや交通事情の悪化に伴う圏外への通院困難な方の負担軽減を目的に、小児の心のケアや乳がんなど 8 診療科の専門外来を開設、患者さんからも喜ばれています。しかしながら、震災後の阿蘇地域の医療環境は非常に厳しく、引き

続き市民の皆様方の医療需要と利便性向上に向け、医師・看護師の確保、専門外来の維持、皮膚科・耳鼻咽喉科・口腔外科など地域に信頼される医療機能充実を図るための環境整備に取り組んでいきます。

以上、第4回定例会開会にあたっての諸般の報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、「市長の諸般の報告」を終わります。

日程第6 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第6、これより市長の「提案理由」の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、平成27年第4回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第15号「専決処分の報告について」

本件は、平成29年7月18日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、同年8月4日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第16号「専決処分の報告について」

本件は、平成29年7月20日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した除草作業中の物損事故について、同年8月4日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第54号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」

議案第55号「阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について」

本件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、これらの条例の一部を改正するものであります。

議案第56号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第57号「阿蘇市農林水産物処理加工施設条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市農産加工所を廃止したいので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第58号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第3号補正であります。

歳入では、普通交付税及び繰越金の確定額及び熊本地震の災害復旧事業等に係る国・県支出金額等を計上しております。

歳出では、災害公営住宅建設事業、中山間地域等支払交付金、過年補助災害復旧事業、熊本地震復興基金交付金事業等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ18億128万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を207億4,779万円といたしました。

議案第59号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、総務管理費、下水道事業費及び下水道施設災害復旧費等を追加しております。

また、包括的民間委託に伴う阿蘇市浄化センター等維持管理業務委託料の債務負担行為を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,256万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を7億3,564万円といたしました。

議案第60号「平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

本件は、主に平成28年度決算額の確定に伴い補正するものです。

歳入では、国民健康保険税を減額、国庫負担金、県補助金及び繰越金等を追加し、歳出では、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等及び介護納付金を減額、療養諸費及び予備費等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億2,388万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を43億5,779万2,000円といたしました。

議案第61号「平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

本件は、主に平成28年度決算額の確定に伴い補正するものです。

歳入では、介護保険料を減額、支払基金交付金、県負担金及び繰越金を追加し、歳出では、介護サービス等諸費及び繰出金等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億4,386万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を34億6,144万1,000円といたしました。

議案第62号「平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

本件は、主に平成28年度決算額の確定に伴い補正するものです。

歳入では、繰越金を追加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ697万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を4億1,951万7,000円といたしました。

議案第63号「平成29年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ432万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2,173万7,000円といたしました。

議案第64号「平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 207 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 987 万 5,000 円といたしました。

議案第 65 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 414 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 2,262 万 6,000 円といたしました。

議案第 66 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

資本的収入では、企業債を、資本的支出では、歯科口腔外科開設に伴う建物改修工事設計委託を計上しております。

これらの補正の結果、資本的収入予算額を 3,215 万 4,000 円、資本的支出予算額を 1 億 2,569 万 9,000 円といたしました。

認定第 1 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 6 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 7 号「平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 8 号「平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 9 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 10 号「平成 28 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 11 号「平成 28 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 28 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 12 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、同会計決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 13 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 28 年度阿蘇市病院事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

報告第 17 号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであ

ります。

議案第 67 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」

本件は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更したので、地方自治法第 290 条の規定により構成団体の議会において、同文議決を求めるものであります。

議案第 68 号「工事請負契約の締結について」

本件は、日本下水道事業団との委託協定による阿蘇市公共下水道阿蘇市浄化センターの建設工事の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 69 号「第 2 次阿蘇市総合計画の策定について」

本件は、第 2 次阿蘇市総合計画を策定したいので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 32 件(報告 3 件、条例 4 件、予算 9 件、決算 13 件、その他 3 件)を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会します。

この後、11 時 10 分より全員協議会を開催しますので、議員の皆さんのご出席をよろしくお願い申し上げます。なお、出席の際は、別冊 13 の第 2 次阿蘇市総合計画案を持参いただきますようお願いいたします。

ご苦勞でございました。

午前 10 時 55 分 散会